



# 島根県報

平成26年12月2日（火）

第2,654号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林予定森林（4件）	（森 林 整 備 課）	2
解除予定保安林（2件）	（       "       ）	3
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	4

### 【公 告】

農用地利用配分計画の認可の申請	（農 業 経 営 課）	4
-----------------	-------------	---

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院における無影灯一式購入に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	5
---------------------------------	---------	---

### 【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		7
不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更		8

---

**告 示**

---

**島根県告示第658号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市旭町都川2423-3
  - 2 指定の目的  
水源の涵養かん
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 

**島根県告示第659号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市旭町都川2716
  - 2 指定の目的  
水源の涵養かん
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 

**島根県告示第660号**

---

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市吉田町吉田字町3632-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

島根県告示第661号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町六重921-1、922、922-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

島根県告示第662号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
益田市美都町山本イ1230-3、イ2342-4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**島根県告示第663号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
益田市美都町山本イ1230-2、イ2342-10
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

---

**島根県告示第664号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称  
土石流  
江尾上ノ原谷
- 3 指定の区域  
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

---

**公 告**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成26年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 飲水思源の 里 大谷	仁多郡奥出雲町大谷342番地2	仁多郡奥出雲町大谷348番2外12筆

## 2 申請年月日

平成26年11月21日

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年12月2日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

## 1 入札の概要

## (1) 調達案件

無影灯 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成27年3月31日

## (4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

## (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

## (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。

## (4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

## (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき医

療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

(8) 島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とすること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成26年12月2日から同月26日までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成26年12月26日（金）午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

平成27年1月13日（火）午前10時まで

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、1月9日（金）午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所

平成27年1月9日（金）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年1月13日（火）午前10時

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室1

### 4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Operating Light, 1 set

(2) Desired Date of Delivery : March 31 2015

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan.

(4) Bid Tendering Date and Time : 10:00 AM January 13 2015

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan.

Tel 0853-30-6430

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成26年12月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
ユニット型介護老人保健施設まんだ	出雲市万田町535-1	平成26年11月25日

特別養護老人ホーム津田の里（ユニット型）	松江市西津田十丁目19-50	平成26年11月25日
特別養護老人ホームるんびにい苑（ユニット型）	出雲市園町2606-1	平成26年11月25日
特別養護老人ホーム「ますだ」ハイツ（ユニット型）	益田市高津四丁目6-40	平成26年11月25日
特別養護老人ホームやすぎの郷（ユニット型）	安来市安来町970-1	平成26年11月25日
特別養護老人ホームさくら苑さくらんぼの家	雲南市木次町東日登345-1	平成26年11月25日
特別養護老人ホームみとやの郷（ユニット型）	雲南市三刀屋町乙加宮3400-2	平成26年11月25日
ユニット型特別養護老人ホーム静和園	隠岐郡隠岐の島町栄町1088	平成26年11月25日

#### 島根県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成26年12月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

#### 変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
特別養護老人ホーム「ますだ」ハイツ	益田市高津町イ2530-13	施設の所在地	益田市高津四丁目6-40